

(別紙1) プログラムごとの別脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価

○ 住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策

住宅・建築物の耐震化は、住民の命を守るのはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、早急に進めることが必要である。

住宅については、高齢化の状況を踏まえ、これまで以上に、耐震化の促進に取り組む必要がある。

また、管理が不十分な老朽空き家について、除却や適正管理の指導等の対策が必要である。

○ 学校・医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化

町立の幼小中学校の耐震化率は100%であるが、私立の保育園や県立高校、医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化を促進する必要がある。

○ 家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の対策

地震に備えて家具類転倒防止等の対策について、周知・啓発を促進する必要がある。小中学校や公共施設等において、ガラスの飛散防止対策の促進を図る必要がある。

○ 天井の脱落対策、エレベーターの閉じ込め防止

避難施設である旧小学校の体育館や文化ホールなどの天井の脱落対策やエレベーターの閉じ込め等を防止するための改修を促進する必要がある。

○ 避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化

安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備と倒壊の危険性がある沿道のブロック塀の撤去・改善を促進する必要がある。

○ 消防施設・設備の充実、地域の消防力の確保

同時多発する火災等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防救急の広域化等消防体制の充実を図るとともに、消防団員の確保・教育訓練に努める必要がある。

1 直接死を最大限防ぐ

1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○ 津波、高潮対策施設の整備、耐震化

地震による津波（レベル1の津波）に対して、既存インフラの適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化と河川への津波対策施設の整備と施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。また、レベル2の津波に対しても避難対策を合わせた多重防御による津波に強いまちづくりの「静岡モデル防潮堤」の推進を図る必要がある。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める必要がある。

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔化等

地震発生時に、現地で人が閉鎖しなければならない水門については、津波到達までに安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る必要がある。

また、陸閘は津波発生時に適切に動作できるよう整備しておく必要がある。

○ 津波避難計画等の策定、津波避難施設の整備、適切な避難行動の周知徹底

津波避難計画やハザードマップ、社会福祉施設等の避難マニュアル等を点検、見直しするとともに、津波避難施設等の整備により、津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア（避難困難エリア）の解消を図る必要がある。

また、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

○ 南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応

南海トラフ地震臨時情報を受けて行う防災対応は、突発対応を基本としつつ、社会全体としては地震に備えつつ、通常の社会活動ができるだけ維持することを基本とする防災対応を推進する必要がある。

また、住民等が、事前に臨時情報そのものを正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにするために、臨時情報の内容や、情報が発表された場合にるべき対応について周知する必要がある。

1 直接死を最大限防ぐ

1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○ 河川及び洪水調節施設等の整備

施設整備については、河道拡幅等の整備などの予防型対策を着実に推進する必要がある。

さらに、浸水常襲地域においては、通常満潮時でも浸水が起きてしまう箇所もあり、排水機場等の整備や適切な土地利用の誘導、開発抑制、森林や農地の保全等のソフト対策について、関係機関等と協力して進め、流域が一体となった治水対策を実施する必要がある。

また、気候変動や少子高齢化等の自然・社会環境の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」に努めるため、多様な整備手法の導入を図るとともに、長寿命化計画等に基づく既存施設の適切な維持管理や有効活用に取り組む必要がある。

○ 洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）の作成・公表による水害リスク情報の提供を図るとともに、水害版図上訓練等の実施などにより、地域の防災力の向上を図る必要がある。

○ 水位情報の活用

大型台風の接近時や大規模水害等が発生した時の業務を的確に実施するため、土木総合防災情報システム等の拡充により、防災情報の共有化を図るとともに、関係者が連携してより確実な災害対応を行うためのタイムラインの活用に向けて、水位情報の収集に努める必要がある。

○ 逃げ遅れによる被害の防止

住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため、的確な防災情報の提供に努めるとともに、住民等自らによる避難行動計画の作成を推進する必要がある。

○ 農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的・社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

1 直接死を最大限防ぐ

1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊)による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○ 地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備

既存施設については、ストック効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理に努めるとともに、新規の施設等の整備については、土砂災害の発生状況を踏まえ、安全度の向上が早期に図られるよう県等に働きかけていく必要がある。

○ 土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等のソフト対策を推進する必要がある。

○ 逃げ遅れによる被害の防止(再掲)

住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため、的確な防災情報の提供に努めるとともに、住民等自らによる避難行動計画の作成を推進する必要がある。

○ 山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備

森林の適正な整備と保全を図るため、保安林の適正な配備と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要がある。

また、山地災害危険地区情報の提供等により、市町による避難体制の整備などを支援する必要がある。

○ 協働による森林の多面的機能の向上

森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、地域住民、自治会等で構成する森づくりボランティア団体と連携した、森林整備・保全活動等を促進する必要がある。

○ 土地改良施設の耐震対策

被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい土地改良施設（基幹的農業施設、農業用ため池）の地震被害を防止するため、耐震対策を推進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価

○ 緊急物資備蓄の促進

町では、大規模地震災害等に備え、食料等の緊急物資の備蓄を促進するとともに、町民に対して様々な機会を捉えて、7日以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の内容や、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、必要な備蓄に努めるよう促す必要がある。

学校においても、児童生徒を保護者へ引き渡しきず学校に留まる場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を進める必要がある。

○ 救援物資受入れ体制の整備

町の広域受援計画に基づく救援物資の受入れ体制を構築する必要がある。

災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなど、連携体制を強化する必要がある。

○ 水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。

○ 停電リスク低減のための予防伐採推進体制の構築

災害時における大規模停電のリスクを低減するため、県・町、電力事業者等で構成する推進連絡会を開催し、予防伐採などの手法、対象範囲や役割分担等を検討・調整の上、計画的に進める必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

脆弱性評価

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

○ 孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施

道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段を確保するとともに、ヘリコプターの誘導訓練を行う必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3)警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

○ 自衛隊等との連携強化

災害時の広域支援をより効果的に受入れるため、自衛隊や相互応援協定を締結している国内の自治体等と平時からの連絡会議等による情報交換等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

○ 地域の防災力の充実・強化

超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4)救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性評価

○ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱

脆弱性評価

○ 事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、避難所や道の駅、コンビニエンスストア等の各店舗において、災害情報等の提供体制を整備する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6) 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価

○ 医療救護体制の整備

ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制、災害派遣医療チーム（D M A T）等救護班受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく医療救護体制を整備する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価

○ 下水道施設の耐震化等

大規模地震発生時における公衆衛生問題の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図るとともに、既存施設の整備効果が最大限に発揮されるよう、適切な維持管理に努める必要がある。

○ 平時からの予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-8) 劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生

脆弱性評価

○ 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、被災建築物応急危険度判定の実施体制を強化するとともに、天井脱落防止、非常用電源の確保、土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

○ 福祉避難所の促進

幼稚園・保育園や宿泊施設を活用し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」の設置を促進する必要がある。

○ 避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を図るとともに、災害情報等を的確に提供する

必要がある。

○ 動物救護体制の整備

災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る必要がある。

○ 災害ボランティアの円滑な受入れ

避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受入れるため、社会福祉協議会との連携体制の強化を図る必要がある。

○ 被災者の健康支援体制の整備

災害時における被災者の健康支援を迅速に対応するため、マニュアルの整備やコーディネーターの養成を行う必要がある。

○ 遺体の適切な対応

遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体処理計画及びマニュアルによる対応に関する整備や広域火葬体制の整備を図る必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-9)緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

脆弱性評価

○ 緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、伊豆縦貫自動車道の未整備区間等の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土の対策や無電柱化等を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路や橋梁等、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう整備するとともに、適切な維持管理に努める必要がある。

○ 緊急輸送路等の周辺対策

基幹的交通インフラや緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策、津波対策施設や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路・橋梁、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう周辺整備するとともに、適切な維持管理に努める必要がある。

○ 耐震強化岸壁の機能向上

港湾において、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、みなど機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める必要がある。

漁港については、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、輸送機能の確保に努める必要がある。

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良(再掲)

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

○ 道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ ヘリポートの活用に関する検証

災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う必要がある。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1)町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

○ 町の防災拠点庁舎等の津波安全性の確保、防災機能の強化

町の防災拠点である庁舎については、耐震性及び津波に対する安全性の確保を図るとともに、非常用発電機の72時間稼動の確保に必要な設備の整備・更新を進め、再生可能エネルギー等の導入の検討が必要である。

○ 町の業務継続に必要な体制整備

町の危機管理体制においては、町長及び防災監、防災担当の執行体制を確保し、一部職員が不在等であっても、緊急事態において迅速な意思決定ができる体制としている。

町の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

○ 各種実践的訓練の実施

危機対策にあたる職員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価

○ 防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保

電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。

○ ふじのくに防災情報共有システムの適切な管理、システム研修の実施

災害時における県及び県内市町等と情報を共有できる体制を維持するため、「ふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A N）」によるシステム管理や関係者へのシステム研修を行う必要がある。

○ デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの運用

災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを活用した住民への情報提供を図る必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価

○ 災害関連情報の伝達手段の多様化

災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALE R T）の定期的な運用試験等により確実な運用に努める必要がある。

住民への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（ニアラート）やエリアメール・緊急速報メール、町メール配信システム、光BOX+など、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と住民への周知を促進する必要がある。

○ 防災意識の向上

津波や土砂災害等による被害を軽減するためには、町民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要である。

このため、出前講座の開催や広報誌等を活用した啓発活動、各種災害を想定した防災訓練を実施するとともに、各種防災講座の開催、学校における実践的な防災教育を推進するなど、防災意識の高揚を図る必要がある。

○ 地域で行われる防災訓練の充実・強化

地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び町民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練D I G、避難所運営ゲームH U G、自主防災組織災害対応訓練「イメージT

「EN」等を活用した地域防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダーの活用、ジュニア防災士として認定された中学生・高校生の地域の防災活動への参画等を促進する必要がある。

○ 外国人に対する危機管理対策

防災に関するやさしい日本語による情報発信など、災害時のコミュニケーション支援を図る必要がある。

また、町民（外国人）の自助力・共助力を高め、適切な避難行動をとれるよう支援する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞

脆弱性評価

○ 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画(BCP)の策定の促進

大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、静岡県BCPモデルプランの周知を図り、策定を促進する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2)社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

脆弱性評価

○ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化(再掲)

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-3)基幹的陸海上交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止

脆弱性評価

○ 陸・海の多様なモードの連携によるネットワークの強化

陸・海の各輸送モードの機能確保だけでなく、輸送モード相互の連携、代替性の確保を図る必要がある。

○ 緊急輸送路等の整備・耐震対策(再掲)

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、伊豆縦貫自動車道の未整備区間等の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、

橋梁の耐震対策、斜面・盛土の対策や無電柱化等を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路や橋梁等、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう整備するとともに、適切な維持管理に努める必要がある。

○ 緊急輸送路等の周辺対策(再掲)

基幹的交通インフラや緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策、津波対策施設や土砂災害防止施設等の整備を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路・橋梁、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう周辺整備するとともに、適切な維持管理に努める必要がある。

○ 耐震強化岸壁の機能向上(再掲)

港湾において、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、みなと機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める必要がある。

漁港については、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、輸送機能の確保に努める必要がある。

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良(再掲)

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

○ 道路啓開体制の整備(再掲)

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(再掲)

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-4)食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価

○ 食料の生産・流通等関係事業所の防災対策(地震防災応急計画の策定)の促進

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1)電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間の機能の停止

脆弱性評価

○ 分散自立型のエネルギー・システムの推進

太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の分散自立型エネルギー・システムを活用したエネルギーのネットワーク化を検討する必要がある。

また、住宅をはじめ、公共施設、事業所や工場等における太陽光発電等の導入を促進する必要がある。

○ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化(再掲)

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価

○ 水道の施設の耐震化

災害時における上水道の機能確保を図るため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める必要がある。また、配水支管に用いられていた衝撃に弱い石綿管の更新も進める必要がある。

○ 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

配水池の大容量化や公共施設等への循環型貯水槽の設置、給水車の整備など、生活用水の確保と応急給水体制の確保を促進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

○ 下水道施設の耐震化等(再掲)

大規模地震発生時における公衆衛生問題の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図るとともに、既存施設の整備効果が最大限に発揮されるよう、適切な維持管理に努める必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4)地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良(再掲)

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

○ 緊急輸送路等の整備・耐震対策(再掲)

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、伊豆縦貫自動車道の未整備区間等の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土の対策や無電柱化等を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路や橋梁等、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう整備するとともに、適切な維持管理に努める必要がある。

○ 耐震強化岸壁の機能向上(再掲)

港湾において、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、みなと機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める必要がある。

漁港については、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、輸送機能の確保に努める必要がある。

○ 道路啓開体制の整備(再掲)

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(再掲)

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-5)応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

脆弱性評価

○ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、利用可能な公営住宅や民間の賃貸住宅等の把握に努めるなど、あらかじめ住居の供給体制を整備しておく必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-6)防災インフラの長期間間にわたる機能不全

脆弱性評価

○ 津波、高潮対策施設の整備、耐震化(再掲)

地震による津波(レベル1の津波)に対して、既存インフラの適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化と河川への津波対策施設の整備と施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。また、レベル2の津波に対しても避難対策を合わせた多重防御による津波に強いまちづくりの「静岡モデル防潮堤」の推進を図る必要がある。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める必要がある。

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔化等(再掲)

地震発生時に、現地で人が閉鎖しなければならない水門については、津波到達までに安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る必要がある。

また、陸閘は津波発生時に適切に動作できるよう整備しておく必要がある。

○ 公共事業の持続的な担い手確保

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、持続的な担い手の確保を図る必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1)風評被害等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価

○ 観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じることが必要となる。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行う必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2)原子力発電所の事故による原子力災害の発生

脆弱性評価

○ 原子力防災対策の推進

地震・津波災害を原因とした原子力災害が発生した場合に備え、地域住民の被ばくの低減のための原子力防災対策を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1)大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○ 災害廃棄物の処理体制の見直し

第4次地震被害想定を受け、県の災害廃棄物処理計画と相互に補完した、町災害廃棄物処理計画については、実際の災害に対応するため、随時の見直しを促進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-2)貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

脆弱性評価

○ 地域における防災人材の育成・活用

地域のコミュニティにおける防災力の充実・強化を図るため、地域の防災用資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

○ 文化財の耐震・防火対策

文化財指定・登録された建造物の耐震、防火対策を進めるとともに、美術館等に展示、収蔵されている文化財については転倒防止等の措置を講じる等、文化財の内容、状況、状態に応じた対策を講じる必要がある。

○ 文化財救済体制の構築

地震発生直後は、行政による文化財被害の情報収集、被災文化財の救済が困難になると想定されるため、民間を含めた文化財被害の情報収集、被災文化財の救済体制を構築する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-3)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○ 津波、高潮対策施設の整備、耐震化(再掲)

地震による津波(レベル1の津波)に対して、既存インフラの適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化と河川への津波対策施設の整備と施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。また、レベル2の津波に対しても避難対策を合わせた多重防衛による津波に強いまちづくりの「静岡モデル防潮堤」の推進を図る必要がある。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める必要がある。

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔化等(再掲)

地震発生時に、現地で人が閉鎖しなければならない水門については、津波到達までに安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る必要がある。

また、陸閘は津波発生時に適切に動作できるよう整備しておく必要がある。

○ 河川及び洪水調整施設等の整備

広域な地盤沈下による浸水被害が予想されるため、河道拡幅などの対策を着実に進める必要がある。

また、地盤沈下による浸水に対して、緊急的な排水を行う必要があることから、ポンプなど排水機材の調達が可能な体制を整えておく必要がある。

○ 農業用排水施設等の整備・補強(再掲)

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的・社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-4)事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○ 復興事前準備の取組の推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておく復興事前準備の取組を推進する必要がある。

○ 住宅対策

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うとともに、災害公営住宅等の供給を行う。このため、支援制度を前提とした体制の構築に努めるとともに、迅速な災害公営住宅の建設ができるよう、あらかじめ検討しておく必要がある。

○ 雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、静岡労働局、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する必要がある。

また、事業所の事業活動の維持を図るため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度により対策を促進するとともに、事業継続計画の策定を促進する必要がある。

○ 生活再建支援

被災者生活再建支援制度の充実を図るとともに、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた各種相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関に円滑につなぐ体制を整備する必要がある。

また、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つである地震保険の普及促進に努める必要がある。

○ 被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

津波浸水区域など、被災地の円滑な復旧・復興を確保するためには、官民境界調査等により正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を促進する必要がある。

○ 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画(BCP)の策定の促進(再掲)

大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画(BCP)について、静岡県BCPモデルプランの周知を図り、策定を促進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-5)復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価

○ 公共事業の持続的な担い手確保(再掲)

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、持続的な担い手の確保を図る必要がある。

○ 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

有事に備えた社会基盤の強化とともに平時の産業振興や地域活性化を一体的に図り、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進する必要がある。

9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

9-1)企業・住民の流出等による地域活力の低下

脆弱性評価

○ 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり(再掲)

有事に備えた社会基盤の強化とともに平時の産業振興や地域活性化を一体的に図り、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進する必要がある。

○ 沿岸・都市部の再生

自然災害に対し、自然・文化・伝統を基にした多くの地域資源を活かした美しさと品格を備えた地域づくりと住民の生命・財産を守る災害対策のバランスを考慮し、景観・産業・生活に配慮したまちづくりに取り組む必要があります。

○ 内外に開かれた多中心の対流型都市圏の形成

風土や文化など松崎ならではの良さを活かすことで継続的に関わりを持つ人を増やすことにより、互いに認識しあい、将来的に交流人口や定住人口を増やし、地域の活性化につなげる必要があります。

○ 多彩なライフスタイルの実現

全世代を巻き込んだ地域コミュニティの多様性を尊重する地域社会の推進など地方創生を推し進め、自らの地域を自分たちの協力で守る意識の醸成、さらには地域で互いに助け合う風土の醸成を目指す必要があります。